

国民生活基礎統計の利活用状況

行政施策上の利用

○ 健康増進・疾病対策関連

健康日本21(第二次)(健康増進法(平成14年法律第103号)第7条の規定に基づき策定)及びがん対策推進基本計画(がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条の規定に基づき策定)における目標値の設定及びその達成状況の評価に利用

○ 年金保険制度関連

社会保障審議会年金部会の検討資料として利用

○ 少子・高齢化対策関連

社会保障審議会少子化対策特別部会及び医療保険部会等の検討資料として利用

○ 介護保険制度関連

社会保障審議会介護給付費分科会及び介護保険部会の検討資料として利用

○ 低所得者対策関連

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第8条の規定に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」における子どもの貧困に関する指標として利用

他の統計調査への利用

- 厚生労働省が所管する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用

地方公共団体による利用

- 地方公共団体における住民の健康調査等の実施や統計年報等の作成の際、単位区別世帯名簿及び調査票情報を利用